

# ●震災で両親を亡くしたお子さんへ

子ども手当		子どもを育てる人に支給 (15歳になる年の年度末まで)	市町村	月額 13,000円
里親	親族里親	両親が死亡・行方不明などで、その子どもを 3親等以内の親族が育てる場合、その親族に 支給(原則18歳の誕生日まで、20歳まで延長可)	県などの児童 相談所	食費や洋服代として 月額47,680円 (ほかに、学用品代などの教育費を支給)
	養育里親	同じく、4親等以上の親族が育てる場合		上記に加え、 月額72,000円の里親手当を支給

生活支援ニュース

## 子どもの養育や生活に関するご相談はこちらへ

「児童相談所全国共通ダイヤル」0570-064-000(※)、または、  
最寄りの児童相談所へ、お気軽にご相談ください。また、お近くの  
児童相談所へは、厚生労働省携帯版ホームページで確認し、  
直接電話することができます。

<http://mobile.mhlw.go.jp/jidousoudan/index.html>

